平成２３年（フ）第５３１号
沖縄県那覇市西３丁目９番６―302号　県営三重城市街地住宅
債務者　伊豆見麻里
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０４号
青森県三戸郡南部町大字森越字衛門佐窪12番地４　向山団地027号、前住所青森県三戸郡南部町大字下名久井字和館22番地３
債務者　坂本　千春
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６７７号
川崎市川崎区中瀬２丁目５番11号
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３９号
川崎市多摩区南生田５丁目８番４号　サンライズハイツ103
債務者　廣渡　有規
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５０号
川崎市宮前区有馬２丁目13番７号　タナベハイツ303
債務者　林　　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６００号
岡山県高梁市奥万田町3142番地１　111号、旧住所東京都三鷹市牟礼３丁目11番９号
債務者　村上　美鈴
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８２号
岡山市南区当新田378番地
債務者　重成須美子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９３号
静岡市駿河区中島2912番地の１　マローネＥ号
債務者　仁科　博喜
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地２　高野松山団地１棟102号、従前の住所長崎県松浦市御厨町里免217番地
債務者　小倉みゆき（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
北海道帯広市西22条北２丁目29番地　有限会社金太郎自動車方、住民票上の住所北海道帯広市東９条南16丁目１番地　東９条ビル２Ｆ
債務者　本田　邦明
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
北海道帯広市西４条北２丁目10番地　倉野マンションＡ11号室
債務者　小野　重俊
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４１６号
東京都東村山市廻田町４丁目22番地13
債務者　土屋　咲子（旧姓森・野島）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６１号
横浜市戸塚区上柏尾町205番地　テラスハウスサイトウ102号
債務者　伊賀田拓郎
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６０号
横浜市港北区高田西２丁目20番１―106号
債務者　森川　智子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６９号
横浜市都筑区中川中央１丁目37番19―714号
債務者　蒔田　智次
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７０号
横浜市都筑区中川中央１丁目37番19―714号
債務者　蒔田　尚代
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部